

## 令和5年7月6日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年7月6日(木)  
16時00分～16時43分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件  
議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について 2件  
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
2) 非農地通知について  
3) 業務報告・予定  
4) その他

出席委員 18名

1番 宇川 傳 治	11番 石丸 正 明
2番 田 悟 敏 子	12番 谷 口 修
3番 中 村 重 樹	14番 加賀谷 良雄
4番 坂 田 信 一	15番 高 田 太 衛
5番 日 光 善 治	16番 碓 善 秋
6番 三 輪 和 雄	17番 木 村 鉄 雄
8番 前 田 真 一 郎	18番 沼 田 吉 雄
9番 西 尾 和 三 郎	19番 渋 谷 忠 司
10番 多 田 博 次	20番 唐 島 隆 夫

欠席委員 7番 吉 江 秀 一 13番 宮 西 勝 昇

令和5年7月6日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さんご苦労様でございます。梅雨に入り、暑い日が続き大変でございます。かといって、先日は呉東の方で、大雨により28haほどの水稲の被害が出たというようなことで大変だと思います。また週間予報によりますと、週末には大雨が降るということでありますが、たいした雨が降らなければいいなと願っているところであります。</p> <p>また任期最後の7月の総会でございますが、始める前に一言だけお礼を申し上げたいと思います。9年間にわたりまして、農業委員として務めさせていただいたわけですが、皆様方にはたいへんお世話になり、最後には会長という大役までさせていただき大変どうもありがとうございました。今後ともひとつよろしくお願いいたしたいと思っております。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会7月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名で定足数（過半数）に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>欠席委員は、吉江委員さん、宮西委員さんとなっております。</p> <p>本日の議事録署名委員を指名いたします。14番の加賀谷委員さんと17番の木村委員さんをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第12号 「農地法第3条の規定による許可申請について」計2件</p> <p>○議案第13号 「農地法第4条の規定による許可申請について」計2件</p> <p>○議案第14号 「農地法第5条の規定による許可申請について」計4件</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。</p> <p>それでは、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号9番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積は365㎡となっております。譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。位置図については、1ページから2ページ</p>

	<p>をご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号9番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告申し上げます。譲渡人の〇〇さんは、この土地そのものは、以前、〇〇さんが所有しておられたということで、平成16年にお亡くなりになり、〇〇さんと〇〇さんと〇〇さんが共有で取得された土地であります。その後、〇〇さんも平成27年に亡くなられて、相続して〇〇さんと〇〇さんとで共通に持っておられたのですが、今回〇〇さんが持ち分を〇〇さんに譲渡して〇〇さん一人の所有となった田んぼです。この田んぼにつきましては、位置図のとおり〇〇のすぐ下という位置にありますが、これは今回〇〇で行われます県営土地圃場整備事業の事業対象区域に入っておりまして、なかなか同意が得られなかった中で、〇〇さんがこの部分を買って受けて事業用地の範囲に含めたいという趣旨で、今回の申請に至ったものであります。〇〇さんは今でも一丁ほどの田んぼと畑が一反、果樹園等をやっておられる農家であります。そういったような中で、対象農地そのものが今後の〇〇地区の土地改良事業の範疇に入っているというところで、大型圃場化されるということでの取得ということをご理解をいただきご承認のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
〇〇委員	<p>田ですか。</p>
〇〇委員	<p>田です。</p>
〇〇委員	<p>道をまっすぐにするということですか。</p>
〇〇委員	<p>計画ではこの土地の三角を含めた中にこの用水がかかっているところを一枚田にするという計画の中で一人だけが反対するという中の問題もありましたので、取得するということになりました。</p>

会長	受付番号9番について、質問が以上で無いようですので、次に、受付番号10番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号10番は、賃貸借権の設定を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積は11,570㎡となっております。賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さんです。位置図については、3ページから4ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号10番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>ご報告いたします。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんということで、〇〇の組合長をやっておられた方です。場所については〇〇の〇〇さんが保有しておられる6番という土地になります。背景ですが、〇〇でしたが、イノシシによる被害、大雪による枝折れ、倒木による被害、組合員の高齢化によって消毒、剪定、除草などが困難になっていました。さらに加えて、コロナ禍が追い打ちをかけて、営業を断念するという状況でした。そこへ、〇〇さんの方から〇〇さんに電話がありまして、〇〇さんという方が、〇〇に興味を持っておられて、全国の〇〇を視察で回っておられるそうです。それから、〇〇の加工品の販売を行いながら、生産性を高めていきたいということで、非常に意欲のある方で、今年の春からすでに消毒、草刈りも始めておられるようです。〇〇は全体で5haあるそうですが、とりあえず今回は1haの〇〇さんの土地だけで栽培をスタートさせるということで、チップパー、草刈り機、農薬散布、チェーンソーなど必要な工具、設備は全部保有されているということです。〇〇地区としても期待しておりますので、よろしくをお願いします。</p>
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第12号については「承認」としてよろしいですか。

全委員	異議なし
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第12号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第13号の「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号3番は、申請者が〇〇さんです。対象の農地は3筆で合計面積が163㎡となっており、農家住宅敷地の拡張のため転用を行おうとするものです。位置図については、5ページから8ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『既存施設の拡張』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>なお、申請地は平成4年ごろに違反転用となっており、現在は宅地となっております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号3番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告いたします。今事務局からも言われましたが、申請者は〇〇さんです。位置図5ページを見ていただければわかりますが、〇〇さんは農業をするかたわら、塾経営も行っておられて、事務局でも言われましたが、平成4年に塾の送迎の父兄さんの車のすれ違いであまりにも家の前の道が狭かったものですから、拡張されて、ついでに申請地の赤色の部分の南側も造成したということで、今回始末書を提出されています。近隣の〇〇の耕作されている方、地元、土改、自治会の同意書、本人の始末書も提出されています。よろしく願います。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>受付番号3番について、質問が無いようですので、次に、受付番号4番について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>受付番号4番は、申請者が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が54㎡となっており、車庫敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、9ページから12ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『既存施設の拡張』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>なお、申請地は平成8年ごろに違反転用となっており、現在は宅地となっております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号4番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>事務局から説明がありましたとおり、平成8年に車庫を建てたときに畑に車庫が伸びていたということで、いわゆる違反転用ということで、相続の関係で登記をしようとしたら発覚したということで、本人さんの始末書と、自治会の同意書、承諾書など書類は整っておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第13号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第13号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第14号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書3ページと4ページをご覧ください。</p> <p>受付番号7番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん外1名、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は2筆で合計面積が33㎡となっており、〇〇駐車場整備のため転用を行おうとするものです。位置</p>

	<p>図については、13ページから16ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『隣接する土地との一体利用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号7番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>今ほどのおり、譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さん、〇〇さんです。場所については、13ページにあります。〇〇公園の下にあります田2筆になります。公園にはもともと来訪者専用の駐車場がないために個人所有地への進入、農道への路上駐車があって、周辺の農地へ軽トラで行こうとしてもいけないということで、住民生活に支障をきたしておりました。〇〇さんへ土地を提供するというので申し出がありまして、必要最低限の車3台分の駐車場の整備をすすめていくということになりました。土地改良区、自治会、生産組合の同意書も提出されておりますので、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>受付番号7番について、質問が無いようですので、次に、受付番号8番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号8番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん外1名、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は5筆で合計面積が689㎡となっており、宅地分譲のため転用を行おうとするものです。位置図については、17ページから19ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、都市計画用途区域内のため3種農地となり『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号8番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>ご報告申し上げます。位置図の18ページをご覧ください。見たとおりこの区画の両サイドは宅地としてなっております。今回も〇〇さん等に調査をしましたところ、宅地としての将来的な計画でされたもの</p>

	<p>であり、私らは別に異存はないと、よその土地も住宅が建っているところもあるもので、地権者としては異存はないということでした。この地域は宅地調整等進めていく土地でもありますし、地権者自身も早めの売却等を希望しておりましたので、なにとぞご審議いただき承認をいただきたいと思います。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>受付番号8番について、質問が無いようですので、次に、受付番号9番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号9番は、所有権の移転ということで譲渡人〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が525㎡となっており、駐車場敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、20ページから23ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『集落接続』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号9番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告いたします。今ほど事務局の方で言われましたが、譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。位置図23ページを見るとお分かりのとおり、現在2階建ての〇〇ということで、今回申請地はこの駐車場になっているこの畑でございます。〇〇さんに話を聞きましたところ、前から〇〇さんの方から〇〇の敷地内の駐車場が足りないということで、今回の譲渡になったということです。この周りには〇〇の耕作地であります農地がありますので、地元〇〇の自治会並びに営農組合の同意書も付いておりますので問題はないかと思えます。雨水については、擁壁を設けて用悪水路の方に流すということで、問題はないかと思えますので、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>受付番号9番について、質問が無いようですので、次に、受付番号</p>



	10番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号10番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が913㎡となっており、駐車場敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、24ページから27ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、都市計画用途区域内のため3種農地となり『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号10番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	<p>ご報告申し上げます。今ほど事務局の方でありましたように、〇〇の事業所なんですけど、ここは正直行き止まりのような場所になっております。〇〇の周りはフェンスがあったり、車庫があったりして、どこへも逃げ道がないような場所です。調査へ行きましたところ、ここに作業をしているときに運送業者のトラックが入ってきて、作業したものを運び出したり材料を持ってきたりするものですから、作業車が来ると狭いのと危険である。従業員の20台以上の車を求めた土地の方にずらして、駐車場が広々した中で搬入搬出作業をしたいという希望でありました。搬入搬出の時ばかりだけでなく、冬期間も雪の投げ場所がないので、周りが囲まれているので、雪が捨てる場所がないので、除雪の対応もしたいということでありました。この土地で将来駐車場だけでなく、何かしようと思っているんですかと聞きましたら、この事業自身が存続できるかどうか大変で、存続できて大きくできれば考えるかもしれませんが、今の段階では現状維持だけでも大変なんです。作業する時の安全を確保するために、職員の車をずらして中を広くしてトラックの搬入を安全に行いたいということでございます。その後どうなっていくかも私自身わかりませんが、この事業所の中にはいくつか事業をされている事業体系で、共同でされているということでした。駐車場にするところも現在耕作放棄地になっているところでしたし、許可をいただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
会長	ただいまの件についてですが、ご質問等ございませんか。

会長	無いようですので、「異議なし」として議案第14号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第14号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項は、今回ありません。</p> <p>次に、報告事項について事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <p>1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 5～7ページ</p> <p>2) 非農地通知について 8～9ページ</p> <p>3) 業務報告・予定 10ページ</p> <p>4) その他連絡事項</p>
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	<p>無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたします。これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。</p>
職務代理	<p>本日の総会審議ご苦労様でした。このメンバーによる最後の会合ということでありました。委員の皆さんをはじめ、事務局の方々のご協力で無事終われましたことを改めて誠にありがとうございました。</p> <p>これで7月の総会を終了いたします。ありがとうございました。</p>
	－7月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。

なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和5年7月6日

会長 宇川 傳 治

議事録署名委員 14番 加賀谷 良 雄

17番 木 村 鉄 雄